

議案第 4 6 号

瑞穂町手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 6 月 6 日

提出者 瑞穂町長 山 崎 栄

（提案理由）

税務システム標準化に伴い、固定資産に関する証明の名称、種類等を整理するため、条例を改正する必要があるので、本案を提出する。

瑞穂町手数料条例の一部を改正する条例

瑞穂町手数料条例（平成 1 2 年条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

土地所有者証明（車庫証明）	2 0 0 円
家屋所在証明	2 0 0 円
土地、家屋評価証明	2 0 0 円
租税公課に関する証明 土地建物に対する租税公課については、土地 5 筆、家屋 5 棟までを 1 件とする。	2 0 0 円

」を

「

固定資産に関する証明	2 0 0 円
------------	---------

」に

改める。

別表第 2 中

「

土地所有者証明（車庫証明）

家屋所在証明

土地、家屋評価証明

租税公課に関する証明

」を

「

固定資産に関する証明

」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 9 月 8 日から施行する。

瑞穂町手数料条例 新旧対照表

新	旧																								
第1条から第9条 略	第1条から第9条 略																								
別表第1(第2条関係)	別表第1(第2条関係)																								
<table><tr><th>手数料を徴収する事項</th><th>1件あたりの 手数料金額</th></tr><tr><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td><u>固定資産に関する証明</u></td><td><u>200円</u></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td>略</td><td>略</td></tr></table>	手数料を徴収する事項	1件あたりの 手数料金額	略	略	<u>固定資産に関する証明</u>	<u>200円</u>			略	略	<table><tr><th>手数料を徴収する事項</th><th>1件あたりの 手数料金額</th></tr><tr><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td><u>土地所有者証明(車庫証明)</u></td><td><u>200円</u></td></tr><tr><td><u>家屋所在証明</u></td><td><u>200円</u></td></tr><tr><td><u>土地、家屋評価証明</u></td><td><u>200円</u></td></tr><tr><td><u>租税公課に関する証明</u> <u>土地建物に対する租税公課に</u> <u>ついては、土地5筆、家屋5棟</u> <u>までを1件とする。</u></td><td><u>200円</u></td></tr><tr><td>略</td><td>略</td></tr></table>	手数料を徴収する事項	1件あたりの 手数料金額	略	略	<u>土地所有者証明(車庫証明)</u>	<u>200円</u>	<u>家屋所在証明</u>	<u>200円</u>	<u>土地、家屋評価証明</u>	<u>200円</u>	<u>租税公課に関する証明</u> <u>土地建物に対する租税公課に</u> <u>ついては、土地5筆、家屋5棟</u> <u>までを1件とする。</u>	<u>200円</u>	略	略
手数料を徴収する事項	1件あたりの 手数料金額																								
略	略																								
<u>固定資産に関する証明</u>	<u>200円</u>																								
略	略																								
手数料を徴収する事項	1件あたりの 手数料金額																								
略	略																								
<u>土地所有者証明(車庫証明)</u>	<u>200円</u>																								
<u>家屋所在証明</u>	<u>200円</u>																								
<u>土地、家屋評価証明</u>	<u>200円</u>																								
<u>租税公課に関する証明</u> <u>土地建物に対する租税公課に</u> <u>ついては、土地5筆、家屋5棟</u> <u>までを1件とする。</u>	<u>200円</u>																								
略	略																								
別表第2(第5条関係)	別表第2(第5条関係)																								
<table><tr><td>略</td></tr><tr><td><u>固定資産に関する証明</u></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td>略</td></tr></table>	略	<u>固定資産に関する証明</u>		略	<table><tr><td>略</td></tr><tr><td><u>土地所有者証明(車庫証明)</u></td></tr><tr><td><u>家屋所在証明</u></td></tr><tr><td><u>土地、家屋評価証明</u></td></tr><tr><td><u>租税公課に関する証明</u></td></tr><tr><td>略</td></tr></table>	略	<u>土地所有者証明(車庫証明)</u>	<u>家屋所在証明</u>	<u>土地、家屋評価証明</u>	<u>租税公課に関する証明</u>	略														
略																									
<u>固定資産に関する証明</u>																									
略																									
略																									
<u>土地所有者証明(車庫証明)</u>																									
<u>家屋所在証明</u>																									
<u>土地、家屋評価証明</u>																									
<u>租税公課に関する証明</u>																									
略																									
附 則 この条例は、令和7年9月8日から施行する。																									